



# 税相だより

—— 案ずるよりはまず相談 ——

<https://zeisou.net/>

第 220 号

令和 2 年 11 月 1 日

税相だより  
発行協力会

北九州市小倉北区  
紺屋町13-1  
毎日西部会館4F  
TEL 531-2431



## 旧九州鉄道茶屋町橋梁跡(八幡東区茶屋町)

板櫃川の支流、槻田川に架かる赤煉瓦造りのアーチ橋は明治24年4月に開通した九州鉄道大蔵線の橋梁として構築されたものです。壁体は煉瓦の長手と小口を交互に積んだイギリス積み、アーチは煉瓦の小口を五段積みにした弧型アーチです。市内には鉄道敷設当時の施設で残されているものは数少なく、この橋梁は北九州市の交通史上貴重な遺構です。昭和51年3月22日に市史跡に指定されました。

## ● 北九州商工会議所管内税務相談所所在地 ●

門司税務相談所	〒801-0863	門司区栄町2番3号ニッチクビル3階	TEL 332-2380 FAX 321-2380
小倉税務相談所	〒802-0081	小倉北区紺屋町13番1号毎日西部会館4階	TEL 531-2431 FAX 531-2451
小倉南税務相談所	〒802-0804	小倉南区下城野1丁目9番18号KM第5ビル3階	TEL 951-3033 FAX 922-6008
若松税務相談所	〒808-0034	若松区本町3丁目11番1号ベイサイドプラザ若松本館4階	TEL 771-3726 FAX 771-5692
八幡税務相談所	〒805-0061	八幡東区西本町4丁目1番1号さわらびガーデンモール八幡1番街2階	TEL 681-4538 FAX 671-1559
八幡西税務相談所	〒807-0856	八幡西区八枝3丁目7番19号	TEL 603-4777 FAX 603-4779

## 基礎控除・給与所得控除・公的年金控除の改正について

令和2年分の所得税確定申告より基礎控除の改正につきましては前々回の税相だよりでもご紹介した通り、税務相談所の会員様におかれましては電子申告を行っているため基礎控除額の増額により税負担は軽くなると考えられますが、一方「働き方改革」をふまえて給与所得控除・公的年金控除も税制改正されております。

今回は従業員の方の年末調整やご家族の扶養判定もございますので3つの控除と改正に伴う調整控除についてご紹介いたします。

### 基礎控除

**基礎控除の控除額は一律10万円引き上げて38万円から48万円に改正されました。**

一方で合計所得金額が2,400万円超の高所得者の基礎控除額は段階的に引き下げられ2,500万円超で基礎控除額は0円となります。

### 給与所得控除

**給与所得控除の控除額は一律10万円引き下げ、適用される給与等の収入金額の上限額が850万円とされるとともにその控除額の上限額を195万円に引き下げることにされました。**

### 公的年金等控除

**公的年金控除の控除額は一律10万円引き下げ**（公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え2,000万円以下である場合は20万円、2,000万円を超える場合は30万円引き下げ）公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額は上限を設けることにされました。

### 所得金額調整控除

給与所得控除等の改正に伴い所得金額調整控除が創設されました。

#### ① 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える人が総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額<sup>(※1)</sup>及び公的年金等に係る雑所得の金額<sup>(※2)</sup>の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されることとなります。

(※1) 給与所得控除後の給与等の金額が10万円を超える場合には10万円

(※2) 公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合には10万円

#### ② 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除

給与等の収入金額が850万円を超え条件を満たす場合に一定の金額が控除されます。

基礎控除額が増額されましたが、サラリーマンの税金は安くならないのですか？

- A. 給与所得控除が引き下げられたため、給与収入が850万円以下の方は実質的に変化はないと考えられます。  
850万円超では段階的に控除が減少する方もいらっしゃいますので増税の可能性があります。

大学生の子供のアルバイト（給与）収入が年間110万円でした。  
扶養家族に入れますか？

- A. 入れません

$$\begin{array}{ccccccc} \text{㊦} & 110\text{万円} & - & 55\text{万円} & = & 55\text{万円} & > & 48\text{万円} \\ & \text{(収入額)} & & \text{(給与控除額)} & & & & \text{(基礎控除額)} \end{array}$$

注意！

基礎控除額が増えても給与控除額が減額しているので  
扶養に入れる給与収入額は103万円までです。

※給与収入のみの場合

大学生の子供がネット販売で年間80万円収入がありました。  
ネット販売収入の経費は40万円です。  
扶養家族に入れますか？



- A. 入れます

$$\begin{array}{ccccccc} \text{㊦} & 80\text{万円} & - & 40\text{万円} & = & 40\text{万円} & \leq & 48\text{万円} \\ & \text{(収入額)} & & \text{(必要経費)} & & \text{(所得金額)} & & \text{(基礎控除額)} \end{array}$$

67歳の母の公的年金収入が年間150万円でした。母は他に収入もなく他の親族の扶養に入っていません。  
扶養家族に入れますか？

- A. 入れます

$$\begin{array}{ccccccc} \text{㊦} & 150\text{万円} & - & 110\text{万円} & = & 40\text{万円} & \leq & 48\text{万円} \\ & \text{(公的年金収入額)} & & \text{(公的年金等控除額)} & & & & \text{(基礎控除額)} \end{array}$$

給与所得控除額・公的年金控除額の詳細や扶養の判定に  
迷われたときはお気軽に税務相談所にお尋ねください。

# 来所時のお願い



- ☆ マスクの着用をお願いします
- ☆ 手指の消毒をお願いします
- ☆ 体調の思わしくない時、同居ご家族が新型コロナウイルス感染、インフルエンザ感染している場合は来所前にご相談ください

新型コロナウイルス感染予防のためご協力お願いいたします

## 給付金・支援金の所得税課税について

主な給付金・支援金等の所得税の課税関係は以下の通りです。  
課税対象の給付金等は雑収入に計上してください。

申請名称	所得 税 課・非	申請期限
特別定額給付金	非課税	終了
北九州市休業要請等賃借料緊急支援金	課税	終了
福岡県持続化支援金	課税	終了
新型コロナウイルス感染症による 小学校休業等対応助成金・支援金	課税	令和2年12月28日
持続化給付金	課税	令和3年1月15日
家賃支援給付金	課税	令和3年1月15日
福岡県家賃軽減支援金	課税	令和3年2月28日

申請期限につきましては令和2年10月10日現在の情報をもとに作成しておりますので最新の情報にご留意ください。上記以外の給付金等で課税に不明な点は税務相談所までお問い合わせ下さい。

- ◇ 申請のお問い合わせは申請期限直前では申請が間に合わない場合がございます。  
早目のご相談・申請をおすすめします。

**税相だよりのバックナンバーはHPからいつでもご覧いただけます**